

公益社団法人 足立法人会 青年部会 規約

第 1 章 総則

(名 称)

第 1 条 本部会は公益社団法人足立法人会青年部会(以下青年部会という)と称する。

(事 務 所)

第 2 条 青年部会の事務所は東京都足立区千住中居町25番7号公益社団法人足立法人会事務局内に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 青年部会は、足立法人会(以下本会という)の定款に準じ、法人会会員相互の親睦と企業経営の発展を図り、あわせて本会の事業活動に積極的に参加し、支援・協力することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 青年部会は、前条の目的を達成するために次に挙げる事業を行う。

- A. 研修会、講習会、講演会、懇談会、懇親会等
- B. 友誼団体との協調連携
- C. その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会員

(会員の資格及び定年)

第 5 条 青年部会は、法人会の会員で、経営参画者及び将来経営に参画する人で、本会の趣旨に賛同する人とする。

- 2) 会員になることを希望するものは、入会申込書を足立法人会事務局に提出し、必要な手続きを経て、役員会及び定例会での承認を得なければならない。
- 3) 年度末の時点で年齢50歳未満のものとする。
- 4) 新年度以降50歳に到達したものは、その年の年度末において定年とし、青年部会を退部するものとする。

(届 出)

第 6 条 青年部会員は、会社の住所、連絡先及び役職などに変更があった場合は、その旨を足立法人会事務局に、速やかに届け出なければならない。

(会 費)

第 7 条 会費は毎年所定の期日までに、所定の金額を納入しなければならない。

- 2) 入会金及び会費の金額、並びにその振込方法は、役員会の議決を経て、本会理事会の承認を得る。

(青年部会脱退)

第 8 条 青年部会員はあらかじめ青年部会長に申し出て、その後足立法人会事務局にて必要な手続きを経て、定例会の承認を以て、青年部会を脱退することが出来る。

- 2) 本会員は次の事由によって脱退する。

- A. 会員たる資格の喪失
- B. 死亡
- C. 除名

(青年部会除名)

第 9 条 青年部会において、次の事項に該当する会員を、役員会で満場一致し、かつ定例会出席者3分の2の議決によって除名することが出来る。

- A. 当年度末までに会費の納入その他会員たる義務を怠った会員。
- B. 本会及び青年部会の体面を傷つけ、またはその目的遂行に反する行為を怠った会員。
- C. その他除名すべき正当な事由がある時。

第 4 章 役員

(役員の種類)

第 10 条 青年部会に次の役員を置く。

部 会 長	1 名
副 部 会 長	7 名以内
幹 事	若干名
顧問 (直前部会長)	1 名

- 2) 上記以外に、部会長が必要と認めた時に、相談役をOBから1名任命することが出来る。

(役員を選任)

第 11 条 役員は、青年部会員の中から選出し、青年部定例会の出席者過半数の賛成を以て決める。

- 2) 部会長は、役員会において選出し、その後青年部会員の中から副部会長及び幹事を選任する。

(役員の仕事)

第 12 条 部会長は青年部会を代表し会務を総理する。

- 2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故及びやむを得ない事情があるときは、役員会にて協議の上、その中の代表者がその職務を代行する。
- 3) 役員は定例会の決議に従い、本会の運営を協議執行する。
- 4) 直前部会長は、現部会長の補佐と、青年部会と本部との連携の補佐を目的に、顧問に就任する。

(役員の仕事)

第 13 条 役員の仕事は1期2年とし、当該年度総会より、就任後第2回の本会総会終了の終結の時までとする。

- 2) 再任を妨げない。
- 3) 役員は、任期途中で50歳を迎えても、任期を全うしてから定年とし、退部を迎えるものとする。
- 4) 顧問は、50歳を迎えても、任期中は青年部と同じ資格を有し、活動するものとする。
- 5) 役員及び顧問に欠員が生じた時は、役員会において協議する。

第 5 章 会議

(会議)

第 14 条 会議は、部会長が召集する。

- 2) 会議の種類は次の通りとする
 - A. 役員会 (役員主体会議)
 - B. 定例会 (青年部会員会議)
 - C. 年次大会 (年度活動報告会)
 - D. 臨時会議

(報告会の開催)

第 15 条 報告会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に、定例会または年次大会として開催する。

(議決の方法)

第 16 条 議決を必要とする議事は、出席会員の過半数でこれを決し、可・否同数の時は議長の決するところによる。

(会議の議長)

第 17 条 議決を必要とする会議及び案件事項の議長は、部会長を以てこれにあたる。但し、定例会や全体会議等の議事進行はこれにあたらぬものとする。

第 6 章 事業年度

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第 7 章 補則

(細則)

第 19 条 本規約に定めるもののほか、青年部会の運営に必要な事項は、本会定款に定めるものとする。

付 則

1. 本規約は、昭和55年10月7日より施行する。
2. 本規約は、昭和58年4月1日より施行する。
3. 本規約は、昭和61年4月1日より施行する。
4. 本規約は、昭和63年4月1日より施行する。
5. 本規約は、平成12年5月12日より施行する。
6. 本規約は、平成26年4月1日より施行する。